



発行 新潟県
第 12 号
 令和元年6月14日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 147 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 148 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 149 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 150 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 151 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 152 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 153 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 154 公共測量の実施通知（監理課）
- 155 基本測量の実施通知（監理課）
- 156 建築士法による指定登録機関の名称等の変更（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 7 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

正 誤

令和元年5月31日付け県報第8号告示第87号中（障害福祉課）

告 示

◎新潟県告示第147号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正

後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,900円</u>	<u>13,285円</u>	20歳未満	<u>4,748円</u>	<u>13,284円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,484円</u>	<u>13,285円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,377円</u>	<u>13,284円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,010円</u>	<u>14,249円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,967円</u>	<u>14,255円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,389円</u>	<u>17,285円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,304円</u>	<u>17,353円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,760円</u>	<u>19,052円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,673円</u>	<u>19,286円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,042円</u>	<u>21,399円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,926円</u>	<u>21,393円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,304円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,020円</u>	<u>23,905円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,913円</u>	<u>25,232円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,812円</u>	<u>25,257円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,424円</u>	<u>24,797円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,313円</u>	<u>24,859円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,221円</u>	<u>19,769円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,142円</u>	<u>19,726円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,960円</u>	<u>14,997円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,291円</u>
70歳以上	<u>3,960円</u>	<u>13,285円</u>	70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,284円</u>

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第148号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>16万5,150円</u> を超えるときは、 <u>16万5,150円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万5,290円</u> を超えるときは、 <u>10万5,290円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日が	月額 <u>7万790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日が	月額 <u>5万7,190円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が

	あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が7万790円以下であるときに限る。）	生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額		あるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が5万7,190円以下であるときに限る。）	生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が8万2,580円を超えるときは、8万2,580円）	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が5万2,650円を超えるときは、5万2,650円）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が3万5,400円以下であるときに限る。）	月額3万5,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,600円以下であるときに限る。）	月額2万8,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第149号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
------	------	-------

7月16日(火)	午後1時から4時まで	妙高市妙高高原支所	妙高市全域
7月17日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月18日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山コミュニティセンター(旧:農民研修センター)	
7月19日(金)	午前9時から正午まで	妙高市文化ホール	
7月22日(月)	午後1時から4時まで		
7月23日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月24日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月25日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月26日(金)	午前9時から正午まで	予備日	
7月29日から令和2年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の小国町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月14日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市小国町七日町2677番地1 原 正之
(理事長)

〃 〃 小国町大貝辰585番地2 小川 一也

〃 〃 小国町原甲553番地 北原 富士夫

〃 〃 小国町小国沢769番地 北原 久夫

〃 〃 小国町小国沢2435番地2 丸山 光吉

〃 〃 小国町新町498番地 青柳 久雄

〃 〃 小国町桐沢2196番地2 長谷川 知夫

〃 〃 小国町横沢172番地1 岩野 良廣

〃 〃 小国町千谷沢1524番地1 田辺 英夫

監事 長岡市小国町上岩田686番地3 大久保 健吉

〃 〃 小国町森光700番地1 田中 実雄

〃 〃 小国町武石62番地2 内山 芳弘

就任年月日 令和元年5月26日

2 退任

理事 長岡市小国町三桶101番地 布施 和男
(理事長)

〃 〃 小国町苔野島115番地1 中村 茂郎

〃 〃 小国町小国沢769番地 北原 久夫

〃 〃 小国町法末498番地1 内山 求

〃	〃	小国町二本柳1103番地2	田中 雅英
〃	〃	小国町法坂1255番地1	山崎 良平
〃	〃	小国町横沢886番地3	山岸 英男
〃	〃	小国町武石1733番地1	相波 公英
〃	〃	小国町千谷沢1524番地1	田辺 英夫
監事		長岡市小国町小栗山1095番地	山荷 之夫
〃	〃	小国町上岩田686番地3	大久保 健吉
〃	〃	小国町七日町2677番地1	原 正之
退任年月日		令和元年5月25日	

◎新潟県告示第151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を令和元年6月4日認可した。

令和元年6月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営東吉尾地区農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和元年6月17日から令和元年7月12日まで

3 縦覧に供する場所
上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営五十公野地区区画整理(経営体育成基盤整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する期間
令和元年6月17日から令和元年7月12日まで
- 3 縦覧に供する場所
新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第154号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 令和元年8月1日から令和元年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟市内

◎新潟県告示第155号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 2 作業期間 令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 村上市

◎新潟県告示第156号

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の20第3項の規定により準用する第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和元年6月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称を変更する指定登録機関
一般社団法人新潟県建築士会
- 2 変更後の名称
公益社団法人新潟県建築士会

- 3 変更する年月日
令和元年6月1日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多用途透析用監視装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
多用途透析用監視装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和元年9月30日（月）
- (4) 納入場所
新潟県立坂町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線422
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月21日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月26日（水）午後1時15分
新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ジェットウォッシャー超音波洗浄装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ジェットウォッシャー超音波洗浄装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月21日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月26日(水)午後1時30分

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生体情報モニタシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生体情報モニタシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線422

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月21日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月26日(水)午後1時45分
新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、温冷配膳車の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

温冷配膳車 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月21日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月26日（水）午後2時00分

新潟県立坂町病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、厨房関連備品の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

厨房関連備品 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年8月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課経営係

電話番号 0256-52-0701 内線209

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月21日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和元年6月28日(金)午前10時00分
新潟県立加茂病院 講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、遺伝子増幅検出装置の賃貸借(リース)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
遺伝子増幅検出装置の賃貸借(リース) 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
令和元年8月1日から令和6年7月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月25日(火) 午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般X線撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

一般X線撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月24日(月)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月28日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、脳波計の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

脳波計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月25日(火) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年6月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
妙高高原体育館	妙高市大字関川958番地	アリーナ	1,542.65	令和元年5月31日

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年6月14日

新潟県監査委員 栗山和廣

新潟県監査委員 小林一大

新潟県監査委員 高倉栄

新潟県監査委員 高橋猛

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	平成31年3月19日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年10月31日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中央福祉相談センター	平成31年2月26日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
新発田食肉衛生検査センター	平成31年3月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、平成30年12月31日現在、過年度調定分197件1,691,550円が未納となっていた。 金額が増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 障害福祉費負担金収入(児童福祉施設)について、平成30年12月31日現在、過年度調定分75件1,582,600円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
		平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
長岡食肉衛生検査センター	平成31年3月13日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
長岡食肉衛生検査センター	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	同 上

精神保健福祉センター	平成31年3月11日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
はまぐみ小児療育センター	平成31年3月1日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
若草寮	平成31年4月18日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(指摘事項) 入所児童の児童手当及び臨時福祉給付金の申請を失念したことにより、対象児童の手当等の受給機会を失わせ、損害賠償をしたものがあつた。 適正な事務手続を徹底し、再発防止に努められたい。

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
大阪事務所	平成31年3月8日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所下越技術支援センター	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
醸造試験場	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
新潟テクノスクール	平成31年1月31日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
三条テクノスクール	平成31年3月8日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	平成31年2月6日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	同 上

農業総合研究所作物研究センター	平成31年2月6日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	同 上
農業総合研究所畜産研究センター	平成31年3月11日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 業務管理に関する事項
農業総合研究所食品研究センター	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
農業総合研究所中山間地農業技術センター	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	同 上
農業総合研究所佐渡農業技術センター	平成31年3月12日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
病害虫防除所	平成31年2月6日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	同 上
中央家畜保健衛生所	平成31年3月5日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故で、相手方に5,465,393円の損害賠償をしたほか、公用車1台を廃車したものがあつた。 安全運転の徹底に努められたい。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	適正と認めた。
中央家畜保健衛生所佐渡支所	平成31年3月12日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
中越家畜保健衛生所	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
上越家畜保健衛生所	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上
水産海洋研究所	平成31年3月4日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
内水面水産試験場	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上

森林研究所	平成31年3月18日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	同 上

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年3月19日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上
県税部	平成31年3月19日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成31年2月26日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年2月26日	平成29年度	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
県税部	平成31年2月26日	平成29年度	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年3月19日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成31年3月4日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年3月15日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	
健康福祉部	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	同 上 同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年2月14日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	
健康福祉部	平成31年4月15日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	同 上 (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成31年4月18日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	
県税部	平成31年4月18日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	同 上 同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	

健康福祉環境部	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成31年1月31日現在、過年度調定分117件6,400,887円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
下越教育事務所	平成31年2月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
新潟高等学校	平成31年2月22日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	同 上
新潟東高等学校	平成31年1月31日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
新潟工業高等学校	平成31年2月25日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
豊栄高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 徴収金会計に関する事項
新津南高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	同 上
新発田農業高等学校	平成31年2月18日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
村上桜ヶ丘高等学校	平成31年2月27日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
長岡向陵高等学校	平成31年1月17日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	同 上

長岡明德高等学校	平成31年1月17日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
長岡工業高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年10月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年9月30日まで	同 上
新潟県中央工業高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	同 上
小千谷西高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	同 上
川西高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年10月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
松代高等学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年10月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	同 上
久比岐高等学校	平成31年3月4日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
糸魚川白嶺高等学校	平成31年3月25日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 徴収金会計に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
佐渡高等学校	平成31年1月28日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
柏崎翔洋中等教育学校	平成31年4月15日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上
津南中等教育学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上
直江津中等教育学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上
佐渡中等教育学校	平成31年3月8日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	同 上

新潟盲学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	同 上
村上特別支援学校	平成31年2月27日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
五泉特別支援学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上
新発田竹俣特別支援学校	平成31年2月13日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 業務管理に関する事項
月ヶ岡特別支援学校	平成31年3月11日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	(指摘事項) 産業廃棄物収集運搬及び処分委託について、支出負担行為の決定及び契約書の作成を行わずに業者へ発注していた。また、処分業者からの委任状を徴取せずに、収集運搬業者へ処分費を含めて支払っていた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
				(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
はまなす特別支援学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
高田特別支援学校	平成31年3月8日	平成29年度	平成29年11月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年12月31日まで	同 上
佐渡特別支援学校	平成31年1月28日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成30年11月30日まで	同 上
東新潟特別支援学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
はまぐみ特別支援学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年1月1日から平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上
吉田特別支援学校	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年2月1日から平成30年3月31日まで	同 上
		平成30年度	平成30年4月1日から平成31年1月31日まで	同 上

柏崎特別支援学校	平成31年4月15日	平成29年度	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 徴収金会計に関する事項
川西高等特別支援学校	平成31年3月4日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで	適正と認めた。

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	平成31年4月18日	平成29年度	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が5件あり、相手方に673,024円の損害賠償をしたほか、公用車1台を廃車し、修理費等として603,989円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
新潟警察署	平成31年3月26日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
江南警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が2件あり、相手方に566,268円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として711,372円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
新潟北警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
五泉警察署	平成31年3月8日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
秋葉警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成30年2月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
西蒲警察署	平成31年3月5日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

燕警察署	平成31年3月6日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
三条警察署	平成31年3月11日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
見附警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
小出警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
十日町警察署	平成31年3月13日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
糸魚川警察署	平成31年4月15日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
佐渡東警察署	平成31年3月12日	平成29年度	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	適正と認めた。
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
佐渡西警察署	平成31年3月19日	平成29年度	平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年1月31日まで	(指摘事項) 北立島駐在所ブロック塀撤去・フェンス新設工事について、100万円を超える契約にもかかわらず、工事請負請書を受領し、契約書を作成していなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
新潟東警察署	平成31年2月18日	平成29年度	平成29年12月1日から 平成30年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成30年度	平成30年4月1日から 平成30年11月30日まで	(指摘事項) 道路交通法違反者に対する点数切符について、書損扱いにすべき他者の個人情報を記載したものを、修正して使用し別の違反者に交付したものがあつた。 個人情報を含む書類等の適正な取扱いを徹底されたい。
				(注意事項) 給与に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

正 誤

令和元年5月31日付け新潟県告示第87号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定）

4ページの

「

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局佐渡羽茂店	佐渡市羽茂本郷405番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
ウエルシア薬局長岡西津町店	長岡市西津町3869番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
西長岡調剤薬局千秋店	長岡市千秋2丁目278番地	育成医療・更生医療	令和元年6月1日

」

は、

「

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局佐渡羽茂店	佐渡市羽茂本郷405番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日
ウエルシア薬局長岡西津町店	長岡市西津町3869番地1	育成医療・更生医療	令和元年6月1日

」

の誤り。